

若年性認知症の本人や家族が利用できる

相談・サービス ガイドブック

～認知症とともに歩むために～

島根県版



若年性認知症と診断された方には、現在仕事に就いておられる人、また子どもを養育中の人、
ご親族の介護に携わっておられる人もいます。

若年性認知症と診断されても、あなたがあなたであることは変わりはありません。
ただ、若年性認知症とともに歩むために準備をはじめる必要があります。

自分自身のことや仕事のこと、家族のことなど様々な不安や困りごとを抱えておられる方が、
若年性認知症になってもいきいきと自分らしく生活を続けるために
知っておきたい制度やサービスを掲載しています。
利用したい項目や気になる項目は、お気軽にお問合せください。

2024年4月

島根県健康福祉部高齢者福祉課

本書のご利用にあたって

『若年性認知症ハンドブック』^(※)も あわせてご覧ください

(※) 全国若年性認知症支援センター事業を実施する
『社会福祉法人仁至会 認知症介護研究・研修大府センター』編集



**若年性認知症と診断された本人
と家族が知っておきたいことが
掲載されています。**

- 若年性認知症と診断されました
- 若年性認知症とはどんな病気？
- 認知症と診断された人や子どもたちの思いに
ついて
- 日常生活について
- 医療機関の選び方
- 治療薬について
- 社会制度やサービス、相談窓口について



若年性認知症ハンドブックは、
若年性認知症コールセンターのホームページから
閲覧、ダウンロードできます

→ P 18

65歳未満で発症した認知症を「若年性認知症」と呼びます。

目次

様々な不安や心配ごとを相談したい

③ ④

- (1) しまね若年性認知症相談支援センター
- (2) 各市町村の相談窓口
- (3) 若年性認知症コールセンター

就労の継続や再就職に関するこ

⑤ ⑥

- (1) 今の職場でできるだけ仕事を続けたい
- (2) 退職したけれど、また働きたい
 - ハローワークの活用
 - 障がい福祉サービスを利用した就労支援

各種手続き(社会保障、制度利用)

⑦ ⑧ ⑨

- (1) 障害者雇用、障がい福祉サービスの利用、各種優遇サービスの利用
- (2) 医療費の軽減
- (3) 収入保障
- (4) 休職中、失業中の方へ
- (5) 退職後の医療保険（健康保険）
- (6) 介護と仕事の両立をさせたい家族の方へ
- (7) 就学している子どもがいる方へ
- (8) 住宅ローンの返済がある方
- (9) 生命保険の支払い
- (10) 介護保険サービスの利用

介護保険・福祉サービスを利用したい

⑩ ⑪ ⑫

- (1) 介護保険サービスの利用
- (2) 障がい福祉サービスの利用

日中過ごす場所が欲しい
(福祉的就労、居場所・通いの場)

⑬

- (1) 障がい福祉サービスを利用した働く機会
- (2) 介護保険サービスを利用した居場所・通いの場

若年性認知症とともに歩む人と
つながりたい、交流したい

⑭

- (1) 若年性認知症当事者・家族の交流の場
- (2) 認知症カフェ
- (3) 当事者同士の会や交流の場をつくりたい

金銭管理や契約行為、
財産の管理に関するこ

⑮

- (1) 日常生活自立支援事業
(福祉サービス利用援助事業)
- (2) 成年後見制度

安心して外出するために

⑯ ⑰

- (1) ヘルプマーク、ヘルプカード
- (2) 介護マーク
- (3) 見守りネットワーク、SOS ネットワーク

若年性認知症に関する情報、
ハンドブック 等

⑱

- (1) 島根県ホームページ
- (2) 若年性認知症に関するハンドブック、パンフレット

関係機関連絡先

⑲



様々な不安や心配ごとを相談したい

(1)しまね若年性認知症相談支援センター

若年性認知症支援コーディネーターを配置し、関係機関と連携をとりながら、様々な相談（就労や収入に関すること、日々の暮らしに関することなど）に応じます。また、各種制度やサービスの情報をお伝えしたり、手続き等の案内も行います。

まずは電話でご相談ください

電話番号：**0853-25-7033**

受付時間：月曜～金曜 10:00～16:00（祝日、年末年始を除く）

※公益社団法人認知症の人と家族の会島根県支部へ委託し実施しています

若年性認知症支援
コーディネーターが
対応します!!

若年性認知症支援コーディネーターが行う主なコーディネート内容

医療機関

- 主治医と連携し、日常生活について助言します。
- 専門医療機関や認知症サポート医などの情報を提供します。

社会保障 (経済的な援助)

- 医療費助成や障害年金など各種社会保障の情報提供および手続きを支援します。

サービス受給

- 地域で利用できるサービス（社会資源）の情報提供、利用の手続きについて助言します。

就労支援

- 職場との調整や再就職について助言します。

権利擁護

- 財産管理や福祉・介護サービス等の手続きの相談に応じます。

若年性認知症に関する総合相談窓口です。何でもご相談ください。



こんなときは 若年性認知症支援
コーディネーターにご相談ください



症状

- 忘れることが多くなった
- 仕事でミスや失敗することが目立ってきた
- なんだかいつもの自分と違う気がする

受診・診断

- 専門医療機関を受診したい
- 受診をさせたいが、本人が拒否をしている
- 診断がついたが、会社に話ができない

接し方

- 社員が若年性認知症の診断を受けたが、どう支援したらよいか分からぬ
- 家族としてどう接してよいか分からぬ

仕事・居場所

- 会社を退職して収入がない、不安だ
- 今後も働き続けたい
- 行く場所がなく閉じこもり気味である

制度・サービス情報

- 利用できる制度が分からない
- 地域で利用できるサービスが分からない
- 情報が見つからない

コーディネーターの具体的な支援事例をホームページに掲載しています→



(2) 以下の各市町村の相談窓口でも相談できます

市町村	相談窓口	電話番号
松江市	介護保険課 地域包括支援センター	0852-55-5568 各センター
安来市	地域包括支援センターはくた	0854-37-1540
雲南市	保健医療政策課	0854-40-1040
奥出雲町	地域包括支援センター	0854-54-2512
飯南町	保健福祉課	0854-72-1770
出雲市	認知症の人と家族の会島根県支部	0853-25-7708
大田市	地域包括支援センター	0854-83-7766
川本町	地域包括支援センター	0855-72-0633
美郷町	地域包括支援センター	0855-75-1231
邑南町	地域包括支援センター	0855-95-1115
浜田市	健康医療対策課	0855-25-9320
江津市	地域包括支援センター	0855-52-7488
益田市	高齢者福祉課	0856-31-0245
津和野町	地域包括支援センター	0856-72-0683
吉賀町	地域包括支援センター	0856-77-3123
海士町	健康福祉課	08514-2-1822
西ノ島町	地域包括支援センター	08514-6-1182
知夫村	地域包括支援センター	08514-8-2211
隠岐の島町	地域包括支援センター	08512-2-4500

地域包括支援センターとは → P 11

(3) 若年性認知症コールセンター

全国の方が若年性認知症に関する相談ができます。
認知症介護研究・研修大府センターが厚生労働省の委託を受けて開設しています。

電話番号：0800-100-2707 (通話料無料)

受付時間：月曜～土曜 10:00～15:00 (祝日、年末年始を除く)



就労の継続や再就職に関するここと

認知症と診断されても、体調が安定していれば必ずしも今の仕事を辞める必要はありません。人手不足のご時世、職場も労働力を必要としています。これから働き方について、職場と相談してみましょう。また、退職した場合でも、本人の心身の状況に応じて、再び働く場や機会を相談することもできます。

(1) 今の職場でできるだけ仕事を続けたい

適切な配慮を受けながら働き続けるためには、職場の理解が不可欠です。さまざまな角度から職場側と情報共有、意見交換をする必要があります。

～次のようなポイントを確認してみましょう～

- 産業医や産業看護職の設置等、社内の相談窓口・体制について
- 勤務制度、休暇制度、福利厚生等の制度について（就業規則の確認）
- 担当業務の変更や配置転換等、適切な配慮を受けられるかどうか
- 受診のための休みを確保できるかどうか
- 職場側の就労継続の条件、本人に望むこと
- 障害者手帳を取得し、障害者雇用に切り替えるかどうか

職場の了承があれば、若年性認知症コーディネーターが話し合いに同席することができます

問い合わせ先：しまね若年性認知症相談支援センター（電話：0853-25-7033）

●さんぽセンター（島根産業保健総合支援センター）の治療と仕事の両立支援

診断を受けた時点で職場にどのように伝えればよいか、病状が進んだとき仕事内容をどうすればよいか（担当業務の変更や配置転換）等、「両立支援促進員」による具体的な相談・支援が可能です。中立の立場として、本人だけでなく企業支援も行いますので、職場側にとっても役立つ支援です。若年性認知症コーディネーターも「両立支援促進員」と連携して支援します。

島根産業保健総合支援センター

→ P 19

●島根障害者職業センターの就労支援

ハローワーク等との連携・役割分担の中で、個々のニーズや障がいの状態に応じた相談・支援を行っています。

島根障害者職業センター

→ P 19



(2) 退職したけれど、また働きたい

●ハローワークの活用

障がい者就労支援として、障がい者の方の職業指導や職業紹介等がありますので、お住まいの地域を管轄するハローワークに相談しましょう。

※各ハローワークの連絡先 → P 19 (就労支援関係機関)

ご希望があれば、若年性認知症支援コーディネーターが相談に同席します

●障がい福祉サービスを利用した就労支援

障害者手帳所持者等を対象に、「就労移行支援」や「就労継続支援」を行います。お住まいの市町村の障がい福祉担当課へ相談しましょう。

「就労移行支援」 一般企業等での就労が可能と見込まれる人への訓練、求職活動支援、職場定着のための相談支援

「就労継続支援」 就労機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練



POINT

認知症を含む精神疾患（精神障がい）がある場合は、障害者手帳の所持のほか、「自立支援医療（精神通院医療）」の受給や、医師の意見書がある方も障がい福祉サービスの利用ができます。

「就労移行支援」「就労継続支援」

→ P 13



各種手続き（社会保障、制度利用）

名 称	概 要	問い合わせ・手続き先	備 考
-----	-----	------------	-----

(1) 障害者雇用、障がい福祉サービスの利用、各種優遇サービスの利用

<p>精神障害者 保健福祉手帳</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認知症の場合は、一定の精神障害状態にあることを認定して「精神障害者保健福祉手帳」が交付されます。 ●手帳の取得によって、日常生活や社会生活への支援やサービスを利用することができます。 ●障がいの状態に応じて、所得税、住民税、相続税、自動車税、自動車取得税などの軽減制度があります。 ●公共交通機関や公共施設等の利用料金、携帯電話基本使用料等の割引、NHK 受信料の減免などの制度があります。 	<p>お住まいの市町村の 障がい福祉担当課</p> <ul style="list-style-type: none"> ●初診日から6ヶ月を経過した日以降で申請ができます。 ●医師の診断書（初診日から6ヶ月を経過した日以降に作成されたもの）が必要です。申請にあたっては、認知症についてのかかりつけ医に相談してください。 ●診断書に代えて、精神障がいを支給事由とする障害年金等を受給していることを証する書類を添付することもできます。
--	--

(2) 医療費の軽減

<p>自立支援医療 (精神通院医療)</p> <p>何らかの精神疾患で継続して通院される方の医療費の負担軽減 精神疾患で通院した際の医療費の負担が<u>1割</u>まで軽減されます。</p> <p>※申請が認定されると、『自立支援医療受給者証』が交付されます。 ※この制度が利用できるのは、「指定自立支援医療機関」(病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション)に限られます。</p>	<p>お住まいの市町村の 障がい福祉担当課</p> <p>医師の診断書が必要です。申請にあたっては、認知症についてのかかりつけ医に相談してください。 精神障害者保健福祉手帳の診断書で同時に申請することができます。</p>
<p>福祉医療</p> <p>重度心身障がいの方（精神障害者保健福祉手帳1級所持の方、同手帳2級所持の方で身体障がい・知的障がいの重複のある方など）、ひとり親家庭の方の医療費の負担軽減</p> <p>※対象者として認定されると、『福祉医療費医療証（資格証）』が交付されます。 ※自己負担は医療費の<u>1割</u>です。</p>	<p>お住まいの市町村の 福祉医療担当課</p> <p>収入により自己負担額の上限があります。 障がいの状況で該当非該当がありますので、問い合わせ先でご確認ください。</p> <p>※松江市は障がい者福祉課（重度心身障がいの方）、益田市は障がい者福祉課、邑南町、海士町は障がい福祉担当課</p>



名 称	概 要	問い合わせ・手続き先	備 考
(3) 収入保障			
障害年金	<p>病気やけがにより一定の障害が残った場合、生活や労働の不都合の度合いに応じて支給される年金です。初診日から<u>1年6ヶ月</u>経過の後申請することができます。</p> <p>※<u>1年6ヶ月</u>以内に症状が固定した場合は、その日から申請(請求)できます。</p>	初診日に加入していた年金の担当窓口 国民年金：市町村 年金担当課 厚生年金：年金事務所 共済年金：勤務先の共済年金担当	<p>医師の診断書が必要です。申請にあたっては、主治医、かかりつけ医に相談してください。</p>
特別障害者手当	<p>精神または身体に著しく重度の障害がある在宅の<u>20歳以上</u>の方が対象です。日常生活に常時特別の介護を必要とする方に支給されます。</p>	お住まいの市町村の障がい福祉担当課 ※江津市は社会福祉課	<p>所得（受給資格者の前年の所得もしくはその配偶者又は受給資格者の生計を維持する扶養義務者）による支給制限あり。 施設に入所中の人、医療機関に<u>3か月</u>を越えて継続して入院中の方は、支給対象になりません。</p>
(4) 休職中、失業中の方へ			
傷病手当金	<p>「全国健康保険協会（協会けんぽ）」又は「健康保険組合」に加入している本人（被保険者）が、病気や業務外のけが等で仕事を休み、給料や休業手当等がもらえない時、その間の生活保障のために支給されます。</p>	職場の労務担当、健康保険者	<ul style="list-style-type: none"> 支給開始から上限<u>1年6ヶ月</u>（労務不能により休職の期間）（令和4年1月1日より、同じ疾病・負傷で再度手当を受給する場合は、通算して<u>1年6ヶ月</u>受給できます） 定期的に医師の証明書の提出が必要です
失業給付 (基本手当)	<p>雇用保険の被保険者の方が離職し、失業状態にある場合、失業中の生活の安定を図り、早期に再就職するために支給されるものです。 失業給付(基本手当)の日数は、雇用保険の被保険者であった期間及び離職の理由などによって決定されます。</p>	ハローワーク	<ul style="list-style-type: none"> 受給期間は、原則、離職日の翌日から<u>1年間</u>。 病気などの理由により引き続き<u>30日</u>以上働くことができない日がある場合は、その日数分の受給期間を延長(最長<u>3年</u>)することができます。
(5) 退職後の医療保険（健康保険）			
健康保険	<p>退職後の「健康保険」の加入</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の保険を一定の条件で任意継続する 国民健康保険に切り替える 家族の健康保険に加入する <p>※医療機関にかかった時は、いずれの場合も医療費は<u>3割負担</u>です</p>	①勤務先の健康保険担当 ②お住まいの市町村の国民健康保険担当課 ③家族が勤務する会社	<p>保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> 全額自己負担 前年中の収入や世帯の人数等によって異なります 保険料の負担なし（被扶養者）
国民健康保険料（税）の軽減	<p>一定の要件を満たした方が、解雇、雇い止めに伴ってお住まいの市町村の国民健康保険に加入する際、離職理由により国民健康保険料（税）が加入日から翌年度末まで軽減されます。</p>	お住まいの市町村の国民健康保険担当課	<p>離職事由の確認をするため、雇用保険受給資格者証（又は雇用保険受給資格通知）をお手元にご用意の上ご相談ください。</p>

名 称

概 要

問い合わせ・手続き先

備 考

(6) 介護と仕事の両立をさせたい家族の方へ

介護休暇

- 病気やケガ、高齢といった理由で要介護状態になった家族の介護や世話をするための休暇
- 時間単位、半日単位で取得できます
- 一年度で最大5日間の取得が可能（2人以上の場合は10日間）

介護者が勤務する職場の上司または担当者

対象となる労働者：雇用期間が6ヶ月以上の労働者（雇用期間が6ヶ月未満の労働者、日雇い労働者などは介護休暇の取得ができません）

介護休業

- 病気やケガ、身体や精神上の障がいなどの理由から、2週間以上の期間にわたり常時介護が必要な家族（要介護状態にある家族）を介護するための休業
- 対象家族1人につき、通算して93日に達するまで、3回を上限として分割取得が可能

介護者が勤務する職場の労務担当

対象となる労働者：同一の事業主に引き続き1年以上雇用されている労働者（雇用期間が1年未満の労働者や日雇い労働者、個人事業主などは介護休業の取得ができません）

介護休業給付金

一定要件を満たす雇用保険被保険者が家族の介護のために介護休業を取得した場合支給される給付金（最長3ヶ月）

介護者が勤務する職場の労務担当

職場復帰が前提となります。申請先はハローワークですが、申請手続きは事業主が行います。

(7) 就学している子どもがいる方へ

小学校・中学校へ通う子どもの就学援助制度

一定の要件を満たす場合、学用品・給食費等の援助を受けられる場合があります

在学中の学校、お住まいの市町村の教育委員会

所得等の制限がある場合があります

高等学校へ通う子どもの就学資金・就学支援

一定の要件を満たす場合、奨学金や奨学のための給付金を受けられる場合があります

在学中の学校、県教育委員会

所得等の制限がある場合があります

(8) 住宅ローンの返済がある方

住宅ローンの返済免除

高度障害による住宅ローンの返済免除が受けられる場合があります

利用中の住宅ローンの担当窓口

高度障害による債務弁済の手続きが取れないか確認しましょう

(9) 生命保険の支払い

生命保険の高度障害保険金の受取り

認知症による高度障害保険金の給付対象になる場合があります

契約中の保険会社

高度障害による保険金の給付に該当しないか確認しましょう

(10) 介護保険サービスの利用

介護保険要介護認定

- 介護保険サービスを利用するには、要介護(要支援)認定を申請し、要介護または要支援の認定を受ける必要があります。
- 申請対象者：65歳以上の方、40歳～64歳の医療保険加入者で16の特定疾患のいずれかに診断された方

お住まいの市町村の介護保険担当課

※津和野町は医療対策課

主治医の意見書が必要です。（意見書作成依頼は介護保険者が行います）申請にあたっては、主治医、かかりつけ医にご相談ください。

介護保険サービスを利用するには

➡ P 10

介護保険・福祉サービスを利用したい

自宅での生活を続けるために、住まいの環境を整えたり、ホームヘルパー（訪問介護員）による支援や通所による介護・福祉サービスを利用することができます。

(1) 介護保険サービスの利用

介護保険制度では、介護サービスを利用したときは、かかった費用の1割から3割を自己負担します。（40歳以上65歳未満の方は1割負担です）

介護保険サービスを利用するには、要介護（要支援）認定を申請し、要介護または要支援の認定を受けることが必要です。

認定非該当の判定になった場合は、介護予防・日常生活支援サービス事業等が利用できます。

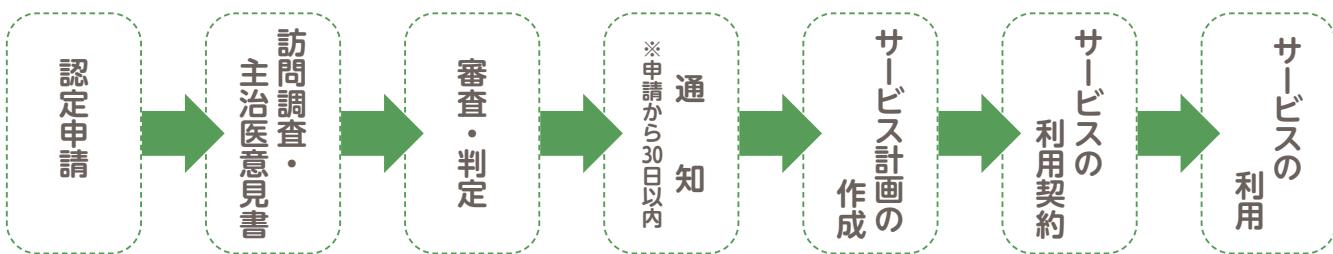
介護保険サービスを利用できるのは、一般的には65歳からですが、40歳以上65歳未満の方は、「認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症 等）」と診断された場合申請ができます。（申請ができる疾患として、「初老期の認知症」のほか、15の特定疾病があります。詳しくは各市町村の介護保険担当課までお問い合わせください。）

《介護保険のサービス》※以下のもの以外のサービスもあります

自宅で受けるサービス	施設に通って受けるサービス	施設に入所して受けるサービス	住環境等を整えるサービス
<ul style="list-style-type: none"> ● ホームヘルプサービス（訪問介護） ● 訪問看護 ● 訪問リハビリテーション 	<ul style="list-style-type: none"> ● デイサービス（通所介護） ● デイケア（通所リハビリテーション） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護老人保健施設 ● 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） ● 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉用具のレンタル ● 住宅改修費の支給

※認定結果により、利用できないサービスもあります

《申請からサービス利用までの流れ》



《介護サービス利用時の自己負担割合》

対象者	負担割合
40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)	1割
65歳以上の方	1割
一定以上の所得がある方	2割
特に所得が高い方（現役並みの所得がある方）	3割
市町村民税非課税の方、生活保護受給者	1割



問い合わせ先：お住まいの市町村（地域）の地域包括支援センター

※津和野町は医療対策課

コラム

地域包括支援センター

地域住民の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関です。

地域包括支援センターは、介護保険法に定められた機関であり、市町村が設置主体となり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）等専門職が配置されています。

【地域包括支援センターの業務】

- 総合相談業務
- 権利擁護業務（成年後見制度の活用促進など）
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 介護予防ケアマネジメント業務

地域住民の
健康保持と生活の
安定を支援します!!

島根県内の地域包括支援センター

市町村名	名 称	担当地区	電話番号	市町村名	名 称	担当地区	電話番号
松江市	松東地域包括支援センター	朝鈴・川津・本庄・持田・島根・美保関・八束	0852-24-1810	益田市	益田市東部地域包括支援センター	安田・錬手・種・北仙道	0856-31-1010
	松東サテライト(美保関)		0852-72-9355		益田市中部地域包括支援センター	益田・吉田・豊川・真砂	0856-32-3025
	中央地域包括支援センター	城北・城西・城東・白潟・朝日・雄賀	0852-24-6878		益田市西部地域包括支援センター	高津・西益田・二条・美濃・小野・中西	0856-22-2028
	松北地域包括支援センター	法吉・生馬・古江・秋鹿・大野・鹿島	0852-82-3160		益田市美都地域包括支援センター	東仙道・都茂・二川	0856-52-3335
	松南第1地域包括支援センター	津田・大庭・古志原	0852-60-0783		益田市匹見地域包括支援センター	匹見上・匹見下・道川	0856-56-0539
	松南第2地域包括支援センター	竹矢・八雲・東出雲	0852-52-9570		大田市	大田市地域包括支援センター	0854-83-7766
	湖南地域包括支援センター	乃木・忌部・玉湯・宍道	0852-24-1830		安来市	安来市地域包括支援センター	0854-32-9110
浜田市	湖南サテライト(宍道)		0852-66-9355		安来市	安来市地域包括支援センターはくた	0854-37-1540
	浜田市高齢者相談支援センター	浜田市	0855-22-3900			安来市地域包括支援センターやすぎ	0854-27-7100
	高齢者相談支援センター金城	金城地区	0855-42-2301		江津市	江津市地域包括支援センター	0855-52-7488
	高齢者相談支援センター旭	旭地区	0855-45-0189		雲南市	雲南市地域包括支援センター	0854-47-7799
	高齢者相談支援センター弥栄	弥栄地区	0855-48-2194		奥出雲町	奥出雲町地域包括支援センター	0854-54-2512
	高齢者相談支援センター三隅	三隅地区	0855-32-1831		飯南町	飯南町地域包括支援センター	0854-72-1770
	出雲高齢者あんしん支援センター	出雲地域	0853-25-0707		川本町	川本町地域包括支援センター	0855-72-0633
出雲市	平田高齢者あんしん支援センター	平田地域	0853-63-8200		美郷町	美郷町地域包括支援センター	0855-75-1231
	佐田高齢者あんしん支援センター	佐田地域	0853-84-0019		邑南町	邑南町地域包括支援センター	0855-95-1115
	多伎高齢者あんしん支援センター	多伎地域	0853-86-7122		津和野町	津和野町地域包括支援センター	0856-72-0683
	湖陵高齢者あんしん支援センター	湖陵地域	0853-43-7611		吉賀町	吉賀町地域包括支援センター	0856-77-3123
	大社高齢者あんしん支援センター	大社地域	0853-53-3232		海士町	海士町地域包括支援センター	08514-2-1822
	斐川高齢者あんしん支援センター	斐川地域	0853-73-9125		西ノ島町	西ノ島町地域包括支援センター	08514-6-1182
					知夫村	知夫村地域包括支援センター	08514-8-2211
					隠岐の島町	隠岐の島町地域包括支援センター	08512-2-4500

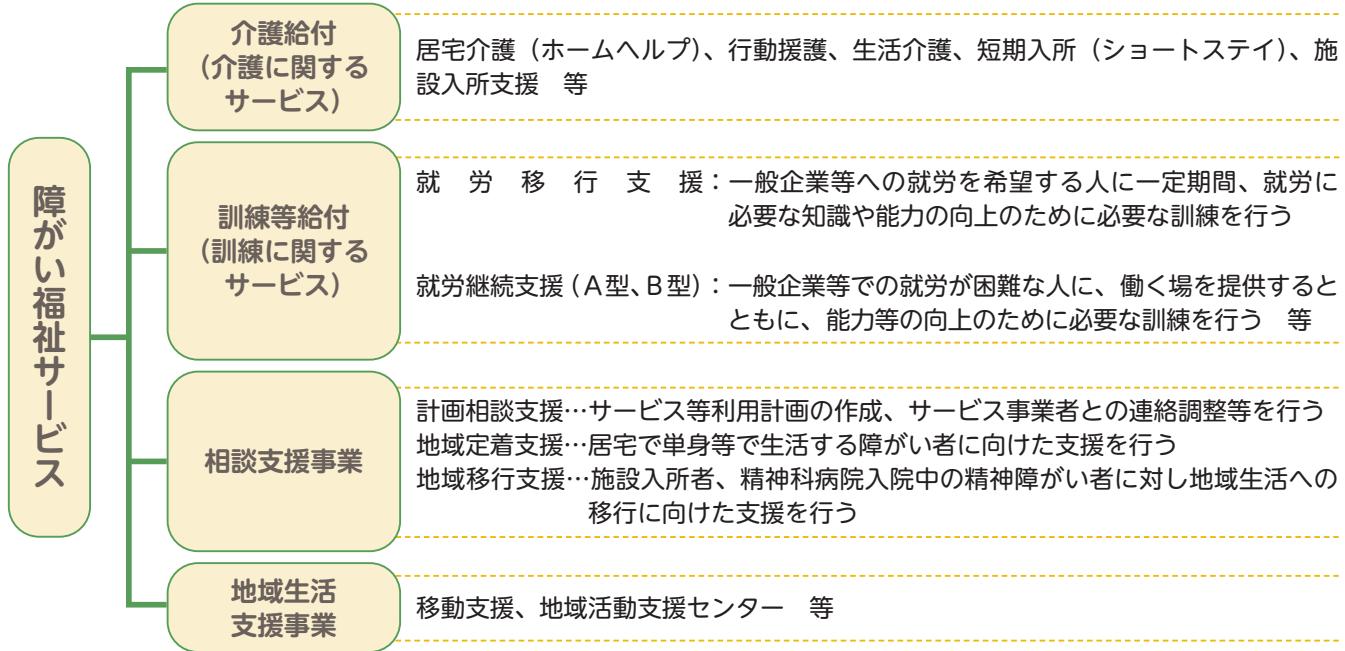
全ての市町村にあります。
相談、問い合わせは、お住まいの市町村(地域)の
地域包括支援センターへ。

(2) 障がい福祉サービスの利用

障害者手帳保持者等を対象に障害者総合支援法に基づく、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）などのサービスを行う「介護給付」や就労に関する支援を行う「訓練等給付」、相談支援事業などがあり、若年性認知症の人もこれらのサービスを利用できる場合があります。

サービスを利用するには、市町村へ申請手続きを行い、支給決定を受けた上で、指定事業者と利用契約を行います。

《障がい福祉サービスの種類》※以下のもの以外のサービスもあります



！ 40歳以上の方の介護給付は、介護保険サービスの利用が優先されるものもあります

《障がい福祉サービスの申請からサービス利用までの流れ》

流れ	手続き	内 容
① 利用したいサービスの検討		ご自身の希望するサービスや支援の種別や内容を相談
② 障がい福祉サービスの利用申請		申請に必要な書類等を事前に確認の上、市町村の障がい福祉担当窓口に申請書を提出
③ 調査		調査員が本人（または保護者など）と面接し、心身の状況や生活環境などについての調査を実施
④ 審査・判定		調査結果および医師意見書をもとに、審査会で審査・判定
⑤ 支給決定		市町村が、障害支援区分やサービスの支給量などを決定し、受給者証を交付 ※障害支援区分により、受けられるサービスが異なります
⑥ 事業者と契約		利用したい事業者を選択し、その事業者とサービス利用に関する契約を行う
⑦ サービスの利用		サービスの利用に要する費用のうち、定められた利用者負担額（原則1割）を事業者に支払います

POINT

- サービスの支給決定及びサービスの利用には、「サービス等利用計画」が必要です。
- 「サービス等利用計画」は、相談支援事業所と一緒に作成することができます。

※相談支援事業所の選定の際は、市町村の担当窓口で相談できます。

問い合わせ先：お住まいの市町村の障がい福祉担当課

日中過ごす場所が欲しい (福祉的就労、居場所・通いの場)

障がい福祉サービスでの「福祉的就労」や、介護保険サービスで「日中過ごす場所」として利用可能な社会参加の場、居場所・通いの場です。

(1) 障がい福祉サービスを利用した働く機会

就労移行支援

- 就労を希望する人で、一般企業等に雇用されることが可能と見込まれる人に、一定期間、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。

就労継続支援 (A型・B型)

- 一般企業等に雇用されることが困難な人に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。
- A型は雇用契約を結び就労します。

問い合わせ先：お住まいの市町村の障がい福祉担当課

障がい福祉サービスの申請等について

→ P 12

(2) 介護保険サービスを利用した居場所・通いの場

通所介護 (デイサービス)

- デイサービスセンターに通い、日帰りで入浴や食事の提供、日常生活上の介護などを受けられます。

通所リハビリテーション

- 医療機関や介護老人保健施設に通い、日帰りでリハビリテーションを受けることができます。

認知症対応型 通所介護

- 認知症の人がデイサービスセンターなどに通い、入浴、食事などの介護や機能訓練が受けられます。

小規模多機能型 居宅介護

- 通所介護を中心に訪問介護やショートステイを組み合わせて、本人の希望や心身の状況に応じて、入浴、食事などの介護や機能訓練が受けられます。

問い合わせ先：お住まいの市町村の地域包括支援センター

介護保険サービスの申請等について

→ P 10

若年性認知症とともに歩む人と つながりたい、交流したい

若年性認知症とともに歩み、自分らしい生活を送るために、当事者や家族が交流できる場に参加しませんか。仲間づくりをしながらお互いの生活・介護についての工夫や情報交換をすることができます。

(1) 若年性認知症当事者・家族の交流の場

仲間づくりや情報交換を通して、生活する上での工夫などの新しい発見や、新たな活動を始めるきっかけとなります。

開設・開催の情報は問い合わせ先まで。

交流の場の開設情報は、島根県のホームページでもお知らせします。

当事者の会は、
自分たちのしたいこと、
できることを
実現していく場です

若年性認知症 島根県

検索

問い合わせ先：しまね若年性認知症相談支援センター
(電話：0853-25-7033)



(2) 認知症カフェ



認知症カフェは、認知症の人やその家族、地域住民、医療・介護関係者など誰でも気軽に参加できる交流の場です。認知症とともに歩む同じ立場の人とつながり、認知症カフェに集う人たちと交流しながら、社会との接点をもつことを目的としています。

本人とスタッフが対等な生活者として個性を尊重した交流ができます。認知症の人の家族は、同じ病気の家族をもった同士で日常の困難や様々な工夫を話し合え、また専門職にも気軽に相談できるため、視野も広がります。

各市町村や地域の方々、介護事業所など、認知症カフェを運営する主体も様々です。

それぞれの認知症カフェで独自のメニューが展開され、県内でもその数は増えています。

島根県ホームページに掲載しています

認知症カフェ 島根県

検索

問い合わせ先：お住まいの市町村（地域）の地域包括支援センター

※松江市は介護保険課 ※雲南市は保健医療政策課 ※出雲市は認知症の人と家族の会島根県支部 ※浜田市は健康医療対策課 ※益田市は高齢者福祉課

(3) 当事者同士の会や交流の場をつくりたい

より自分たちの望む活動ができるように、当事者や家族みずからが集いの場を作りたい場合に、若年性認知症支援コーディネーターが開設に向けた支援を行います。

問い合わせ先：しまね若年性認知症相談支援センター（電話：0853-25-7033）

金銭管理や契約行為、財産の管理に関すること

認知症や障がい等により判断能力が十分でなくなった場合、日々の金銭管理や福祉サービスの利用援助、契約行為や財産管理に関する生活上の支援制度です。

(1) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

判断能力が不十分な方や日常生活に不安のある方の権利擁護を目的に、安心して生活が送られるよう支援する事業です。

サービス内容

- 福祉サービスの利用援助
 - 書類等の預かりサービス
 - 日常的金銭管理サービス
 - 定期的な訪問（安否確認、見守り）
- ※内容により、できない行為もあります

問い合わせ先：お住まいの市町村の社会福祉協議会

(2) 成年後見制度

認知症や障がいなどにより、物事を判断する能力が十分でない方（ここでは、『本人』といいます。）の権利や財産を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。成年後見人等が本人の意思を尊重し、その利益を考慮して、本人に代わって財産管理や契約などの法律行為、介護サービスの手配等を行います。また、本人が自分で法律行為をする時に同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることで、本人を保護・支援します。

家庭裁判所への申立てによって、本人の判断能力の状況に応じた成年後見人等が選任されます。また、身寄りがない人、親族が申立をしてくれない場合には、市町村長が申立をすることができます。

成年後見制度の種類

成年後見制度には、判断能力が不十分になってから利用申立てを行う『法定後見制度』と、将来判断能力が不十分になった場合に備える『任意後見制度』があります。

種類	本人の判断能力	支援者	手続き先
法定後見	補助	判断能力が不十分	家庭裁判所
	保佐	判断能力が著しく不十分	
	後見	判断能力が全くない	
任意後見			本人の判断能力が低下したら、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行なう
本人があらかじめ決めた任意後見人との間で、支援の内容や報酬などに関する『任意後見契約』を結びます。この契約は、公証人役場で公証人が作成する公正証書によって結びます。任意後見契約は、家庭裁判所で任意後見監督人の選任がされてから効力が生じます。			

問い合わせ先：●成年後見制度全般（制度の案内・相談窓口）

お住まいの市町村（地域）の地域包括支援センター

※松江市は地域包括支援センターまたは松江市権利擁護センター

●成年後見制度の申立てや手続のご案内

最寄りの家庭裁判所（連絡先：P ⑯）

安心して外出するために

若年性認知症の人が安心して外出するための支援の紹介です。

(1) ヘルプマーク、ヘルプカード

認知症や若年性認知症の方、内部障がいの方、妊娠初期の方などは、援助や配慮を必要としていることが外見からわかりにくく、外出先等で手助けが必要な時に協力が得られない場合があります。

ヘルプマーク、ヘルプカードを身につけることで、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるためのマークです。

ヘルプマーク、ヘルプカードは、東京都が考案し全国で普及が進められています。島根県でもマーク等を必要とする方への交付とマーク等の周知に努めています。

※交付にあたって、障害者手帳等の有無は問いません

本人向け

ヘルプマーク

- かばん等に装着するなどして身に着ける
- 交付は無料ですが、1人1個まで
- 紛失した場合は、再交付申請ができる

交付（申請）場所

県及び市町村の障がい福祉担当課、保健所、心と体の相談センター



ヘルプカード

- 氏名や連絡先、必要な配慮等を書き込む
- 配慮や援助を求める場面で、相手に提示する
例：アレルギーの内容を伝える、体調の急変時に病院への連絡を依頼する、災害時の誘導を依頼する など

交付場所 島根県障がい福祉課のホームページからダウンロードしてください

島根県 ヘルプカード [検索](#)



問い合わせ先：島根県障がい福祉課
(電話：0852-22-6734)

コラム

認知症サポーター

認知症の人や家族が地域や職場の中で安心して生活できるよう、認知症を正しく理解し、日々のちょっとした困りごとを自分ができる範囲でサポートする応援者です。

認知症サポーター養成講座を受講すればどなたでも認知症サポーターになることができます。

受講すると、サポーターの証として認知症サポーターカード（市町村ごとにデザインが異なります）又はオレンジリング（全国共通デザイン）がもらえます。※市町村によってお渡しするものが異なります。

たとえば…

- 認知症の人をみかけた際に、その行動を見守り、道案内などの手助けをする
- 周囲の人に対して、認知症についての正しい知識や配慮すべきことを伝える

地域や職場、学校で
増えてます!!



(例：松江市の認知症サポーターカード)

地域住民の認知症サポーターの方々などがチームをつくり、認知症の方やその家族のニーズに合った具体的な支援につながる仕組み「チームオレンジ」もあります。

各市町村の担当窓口は島根県ホームページに掲載しています

認知症サポーター 島根県

[検索](#)

(2) 介護マーク

認知症の方などの介護は、他の人から見ると介護していることが分かりにくいため、公共のトイレの利用や下着等の買い物をする際に、誤解や偏見を持たれる場合があります。

介護マークは、介護中であることを周囲に理解してもらえるようにと静岡県で考案されました。認知症や内部障がい、高齢の方などを介護・支援している方、けがや病気などにより一時的に介護・支援が必要な場合にも利用されています。



こんな時に…

- 介護していることを、周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- 介護者が介護のため異性のトイレに入るとき
- 男性介護者が女性用下着を購入するとき
- 病院で診察室に入る際、一見介助が不要に見えるのに一緒に入室するとき など

介護マーク

- マークは名刺サイズの大きさです
- 名札ケースに入れて、首から吊り下げるなどして身に着けてください

交付（申請）場所

お住まいの市町村の介護保険担当課

※市町村によっては、障がい福祉担当課が窓口となっている場合もあります

※津和野町は地域包括支援センター

見本



(3) 見守りネットワーク、SOS ネットワーク



各市町村で、自宅や地域で見守りが必要な方への訪問や声掛けをする体制ができます。

また、認知症の人が、外出後自宅への帰り方がわからなくなった時、行方がわからなくなった時に探し出す地域のネットワークができています。

市町村によっては、外出に関して心配がある方が事前登録をすることで、より円滑で早い対応を行える取組を実施しているところもあります。



問い合わせ先：お住まいの市町村（地域）の地域包括支援センター

※雲南市は保健医療政策課 ※出雲市は出雲市社会福祉協議会 ※浜田市は健康医療対策課 ※江津市は高齢者障がい者福祉課

※行方がわからなくなった場合は、最寄りの警察署へご相談ください

若年性認知症に関する情報、ハンドブック 等

(1) 島根県ホームページ

若年性認知症に関する情報を掲載しています。

若年性認知症 島根県

検索

内 容

- 若年性認知症センター
(外部サイト)
- 若年性認知症に関する相談窓口
- 交流の場情報
- 若年性認知症関連サイト
 - 治療と仕事の両立支援(島根労働局)
 - 高次脳機能障がい者支援
(島根県障がい福祉課)



(2) 若年性認知症に関するハンドブック、パンフレット

若年性認知症センター（認知症介護研究・研修大府センター）が作成した若年性認知症に関するハンドブックやリーフレット等が掲載されています。

※掲載されているハンドブック等は、**若年性認知症の人やその家族向け、企業向け、支援機関向け**のものがあります

若年性認知症センター

検索



『資料集』から、ハンドブック等は
自由にダウンロードできます。

若年性認知症
ハンドブックも
ここからダウンロード
できます



関係機関連絡先

名 称	連 絡 先	備 考
●総合相談……個別の相談先が分からないとき、色々なことを相談したいときは、こちらへ！		
しまね若年性認知症相談支援センター (若年性認知症支援コーディネーター)	0853-25-7033	若年性認知症に関する総合相談窓口です 面接相談、訪問等県内各地へ出向きます
●就労支援関係機関		
島根障害者職業センター	0852-21-0900	障害者職業カウンセラーを配置し、就職の相談、職業評価、職場復帰の支援等個々のニーズや障がい状況に応じた継続的な支援を行います
島根産業保健総合支援センター (両立支援促進員)	0852-59-5801	働く患者さんが治療と仕事を両立できるよう、両立支援促進員が本人・家族・病院・職場に対して支援を行います
ハローワーク	お近くのハローワーク をご利用ください	職業紹介、職業相談、雇用保険などの業務を一括して実施します
ハローワーク 松 江	0852-22-8609	松江市向島町 134 番 10 松江地方合同庁舎
ハローワーク 隠岐の島	08512-2-0161	隠岐郡隠岐の島町城北町 55 隠岐の島地方合同庁舎
ハローワーク 安 来	0854-22-2545	安来市安来町 903-1
ハローワーク 雲 南	0854-42-0751	雲南市木次町里方 514-2
ハローワーク 出 雲	0853-21-8609	出雲市塩冶有原町 1-59
ハローワーク 石見大田	0854-82-8609	大田市大田町大田口 1182-1
ハローワーク 川 本	0855-72-0385	邑智郡川本町川本 301-2
ハローワーク 浜 田	0855-22-8609	浜田市殿町 21-6
ハローワーク 益 田	0856-22-8609	益田市あけぼの東町 4-6 益田地方合同庁舎
一般社団法人島根県経営者協会	0852-21-4925	松江市母衣町 55-4
●成年後見制度関係機関		
家庭裁判所	最寄りの家庭裁判所 をご利用ください	成年後見制度の申立てや手続きの案内
松江家庭裁判所 後 見 係	0852-35-1198	係直通
松江家庭裁判所 出 雲 支 部	0853-21-2114	代表
松江家庭裁判所 浜 田 支 部	0855-22-0678	代表
松江家庭裁判所 益 田 支 部	0856-22-0365	代表
松江家庭裁判所 西 鄕 支 部	08512-2-0005	代表
松江家庭裁判所 雲 南 出 張 所	0854-42-0275	代表
松江家庭裁判所 川 本 出 張 所	0855-72-0045	代表
法テラス島根	050-3383-5500	収入や資産が一定額以下という条件はありますが、無料での法律相談が可能です。 (事前予約必要)
高齢者・障がい者のための 無料電話法律相談 (島根県弁護士会)	0120-448-110	高齢者・障がい者の法律相談を電話(無料)で受け付けています。 (毎週火曜日午後1時30分から午後4時まで)

TOPICS

認知症の人と家族の会

1980年に結成された認知症の本人と家族の全国組織です。全国47都道府県に支部があり、認知症の本人、家族、専門職など9,700人の会員が励まし合い、助け合って「認知症になつても安心して暮らせる社会」を目指しています。

島根県支部は、1981年に結成されました。

認知症の人と家族の会の理念

認知症になったとしても、介護する側になつたとしても、人としての尊厳が守られ日々の暮らしが安穏に続けられなければならない。

認知症の人と家族の会は、ともに励まし合い助けあって、人として実りある人生を送るとともに、認知症になつても安心して暮らせる社会の実現を希求する。

認知症に
関心のある方は
どなたでも
入会できます

「家族の会」の活動

① つどい

認知症の本人や介護者同士が直接話しあい、気持ちの交流ができます。若年で発症した方、男性介護者、看取り経験された方などのつどいもあり、医療・福祉の専門職も参加して一緒に話します。



② 月刊・会報「ば～れば～れ」



認知症の情報が詰まった本部と支部の会報を毎月届けます。認知症の本人や家族の声、介護保険の動向、医療・介護などの情報満載です。

③ 電話相談

困ったり悩んだ時、誰かと話したい時、電話してください。自治体の「認知症コールセンター」にも協力しています。

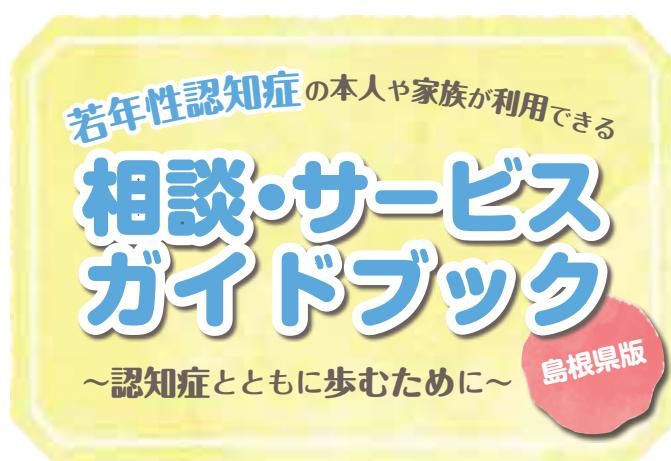
0120-294-456
050-5358-6578



※認知症の人と家族の会リーフレットより

問い合わせ先：公益社団法人認知症の人と家族の会 島根県支部
出雲市今市町1213（出雲市保健センター内）
TEL：0853-25-0717

メモ



このガイドブックに関するお問い合わせ先

島根県健康福祉部高齢者福祉課 地域包括ケア推進室

📞 0852-22-6341